

## 国民年金保険料は口座振替が便利でお得です

国民年金の保険料は、次の方法で納めることができます。

- ① 日本年金機構から送付される納付書を使用し、金融機関、コンビニエンスストア等で納める
- ② 口座振替で納める
- ③ クレジットカードで納める
- ④ パソコンや携帯電話等で納める

※口座振替・クレジットカード払いは、一度手続きするだけで納め忘れがなく安心です。納付方法の詳細は、日本年金機構ホームページ（<http://www.nenkin.go.jp/>）から案内しています。

### 前納制度がお得です

保険料をまとめて前納すると、その月数に応じた割引が受けられます。（下表参照）

4月からは、口座振替で2年前納する方法が追加されます。割引額が14,000円程度になり、大変お得です。2年前納についての詳細は、日本年金機構ホームページで順次更新していく予定です。また、割引を受けたいけれど、まとめた前納は難しい

という人は、口座振替による「早割」をご活用ください。保険料の納期限は通常翌月末日ですが、当月末引き落としにする「早割」にすると、50円の割引になります。

納付方法	割引額（※1）			
	2年前納	1年前納	半年前納	早割
口座振替	14,360円 (納期：4月末日)	3,780円 (納期：4月末日)	1,030円 (納期※2)	50円 (納期：当月末日)
クレジットカード 納付書		3,200円 (納期：4月末日)	730円 (納期※2)	

※1 割引額は平成25年度の保険料額を元にした目安額ですので、実際の金額と異なる場合があります。

※2 納期：前期（4～9月分）4月末日、後期（10～翌年3月分）10月末日

## 国民年金保険料免除、納付猶予の制度があります

20歳になり、新たに国民年金の被保険者になった人の中には、学生や無収入のため保険料を納められない人もいます。

経済的な理由により国民年金保険料を納めることが困難な場合には、下記のような保険料免除や納付猶予の制度があります。納められないときはそのままにせず、ご相談ください。

### ○学生納付特例制度

学生で、本人の所得が一定以下の場合、申請して認められると在学期間中の保険料を後払いにできます。

### ○申請免除制度

20歳以上60歳未満の人で、本人・配偶者及び世帯主の所得が一定以下の場合、申請して認められると保険料が免除されます。

※所得に応じて段階的に免除額が設定されます。

### ○若年者納付猶予制度

30歳未満の人で、本人及び配偶者の所得が一定以下の場合、申請して認められると保険料を後払いにできます。

## 口座振替・クレジットカード納付の申込方法

### ◎口座振替

次のものを持参のうえ、金融機関又は年金事務所へ手続きをしてください。

**用意** 年金手帳又は納付書、預（貯）金通帳、通帳届出印

### ◎クレジットカード納付

次のものを持参のうえ、年金事務所へ申し込んでください。市から年金事務所への取り次ぎもしています。

**用意** 年金手帳又は納付書、クレジットカード、印鑑

※口座振替又はクレジットカードで新規に2年前納、1年前納、半年前納を希望する人は（変更する場合も含む）、2月末までに手続きをお願いします。

## 確定申告に必要な

### 「国民年金保険料控除証明書」が送付されます

平成25年10月1日から12月31日までの間に初めて国民年金保険料を納付した人には、「国民年金保険料控除証明書」が、日本年金機構又は年金事務所から2月上旬から順次発送されます。

★控除証明書専用ダイヤル ☎0570-070-117、IP電話等からは ☎03-6700-1130

## お問い合わせ先

★市民課 ☎②1114、市民福祉課 ☎②1333、熊谷年金事務所 ☎048-522-5012

## 年金手帳は大切に！

年金について相談する際は、基礎年金番号が必要です。年金手帳は大切に保管してください。

## 定住促進新築住宅取得奨励金のご案内

～本庄市に定住するあなたを応援します～

3月は「定住促進新築住宅取得奨励金」の申請期間です

市では、市内に新築住宅を取得し定住した人に対して、一定の条件のもと、家屋の固定資産税50～75%分を奨励金として最大3年間交付します。

3月は、今年度分の申請期間です。期間内に忘れずに申請してください。

※今年度は、平成24年1月2日から平成25年1月1日までの間に建築された住宅が対象です。

**申請期間** 3月3日(月)～31日

(月)(必着)

※直接持参する場合は、土日・休日を除きます。

**申請書類** 申請書、請求書、

契約書の写し(市内建築業者を利用した場合)

※申請用紙は、昨年5月に本制度の該当が見込まれる家屋の固定資産税納税通知書に同封しました(2月中旬に再度郵送します)。その他、企画課で配布、又は市ホームページからもダウンロードできます。

**申請方法** 市税を完納後、必要事項を記入のうえ、申請

書類を郵送又は直接企画課

(市役所3階)へ

**郵送先** (住所は記入不要)

〒367-8501

本庄市役所企画課

**【制度概要】**

**対象住宅** 台所、便所、浴室

及び居室を有し、利用上の独立性を有するもので専ら

自己の居住用に使用する住宅(併用住宅は、延べ床面積の2分の1以上を住宅として使用しているもの)

**対象者** 市内に右記の住宅を取得(新築又は購入)した

人で次の要件を満たす人(増築や中古住宅の取得は除く)

**交付要件**

①市税に滞納がないこと

②対象住宅の所在地に住民登録をしていること

**交付額** 家屋の居住部分の固定資産税額の50%

**加算要件**

(1)次の①～③のいずれかに該当する場合に15%を加算

①新築住宅の取得時に市内に転入した人

②生計を一にする中学生以下の子を持つ人  
③生計を一にする中学生以下の子を持つ親族と同居する人

(2)市内に本社(個人事業主を含む)のある建築業者から

取得した場合は10%を加算

**交付上限額** 10万円(1年度当たり)

**交付期間** 当該住宅の固定資産税を課税された初年度から3年間

**実施期間** 平成25年度から29年度まで

※奨励金の該当の有無など制度の詳細を確認したい場合は、左記へご相談ください。

★企画課 ☎1157

身近なことから始めよう!

冬のストップ温暖化



©埼玉県 2005

暖房などによりエネルギー使用量が増える冬に、埼玉県では「冬のライフスタイルキャンペーン」を実施します。

地球温暖化の主な原因である二酸化炭素は、家庭や事業所などさまざまなところから排出されています。

身の回りの小さなことから省エネに心がけましょう。

◎冬のライフスタイル

期間 3月31日(月)まで

・暖房の温度を高くし過ぎず、適温(20℃以下)に設定しましょう。

・重ね着をする、温かい飲み

物を飲む、軽い体操をするなど、体を「うち」と「そと」の両方から温める工夫をしましょう。

・ノー残業デーの実施により早めの帰宅を促し、残業時の部分点灯を行うなど、オフィスのエネルギー使用を抑制しましょう。

◎エコライフDAY

期間 3月21日(祝)まで

「この日は、1日環境に良いことをしよう」と決めて、エコライフDAYに挑戦してみませんか。

「部屋を出る時は、明かりを消した」など、省エネ・省資源の成果をチェックシートで実感できます。

※チェックシートは、エコタウン推進室(市役所4階)及び環境産業課(総合支所仮庁舎)で配布します。また、埼玉県温暖化対策課のホームページ(<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/ecolifeday.html>)からも参加できます。

\*お問い合わせは左記へ  
★埼玉県温暖化対策課 ☎048-830-3033

## 平成25年市議会第4回定例会

平成25年市議会第4回定例会が、11月28日から12月20日までの日程で開催されました。

今議会の市長提出議案は、秋平保育所の民営化及び本泉保育所の廃止に伴う「本庄市保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」、

歳入歳出それぞれに1億987万8千円を追加し、総額を275億1,220万7千円

とする「平成25年度本庄市一般会計補正予算(第4号)」など22件でした。

議員提出議案は、「新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書」の1件でした。

審議の結果、継続審査とされていた平成24年度決算認定関係議案9件を含む計32議案が原案のとおり可決・承認・

認定され、閉会しました。